

深川市告示第 156 号

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者(以下「所有者等」という)を確知できないため、法第 22 条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 22 日

深川市長 田 中 昌 幸

記

1. 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地 多度志 1093 番地
- (2) 家屋番号 1093 番
- (3) 用途 店舗・住居
- (4) 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
- (5) 延床面積 164.22 m²

2. 所有者等に命ずる必要な措置の内容

1 の特定空家等を除去すること。

3. 所有者等に命じる理由

1 の特定空家等は、屋根及び外壁が剥がれ、建築材が飛散し、また、老朽化による構造物等の落下の危険性があり、人的被害等が危惧されるなど、著しく保安上危険となるおそれのある状態であるため。

4. 措置の期限

令和 8 年 7 月 6 日

5. 深川市長による措置

1 の特定空家等の所有者等が、4 の措置の期限までに 2 の措置を行わないときは、深川市長又はその命じた者若しくは委任した者が、法第 22 条第 10 項の規定により当該措置を行う。

6. 動産の取扱い

深川市長又はその命じた者若しくは委任した者が、2 の措置を行うときは、建物の内部及びその敷地に存する動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、4 の措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、7 の問合せ先へ通知すること。

7. 問合せ先

深川市企画総務部総務課自治防災係 電話 0164 - 26 - 2215